

基本計画部会ワーキンググループの運営について

平成25年5月17日
基本計画部会決定

法の施行状況及び基本計画案に係る検討のため、以下により、基本計画部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 1 WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらのWGの担当部分は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名称 | 担当部分 |
|------|---------------------------|
| 第1WG | 経済統計（国民経済計算、経済構造統計等） |
| 第2WG | 人口・社会統計（国勢統計等） |
| 第3WG | 共通・基盤的な事項（統計データの有効活用の推進等） |

- 2 WGに属すべき委員は部会長が指名する。
- 3 WGにWG座長を置き、当該WGに属する委員のうちから、部会長が指名する。WG座長は審議の補佐を行わせるため座長代理を置くことができる。
- 4 WG座長は、その所属する委員以外の委員の参加を求めることができる。
- 5 委員は、その所属するWG以外のWGに参加することができる。
- 6 WG座長は、特定の事項の審議に関し、学識経験者、各府省及び地方公共団体の関係者等の参加を求めることができる。
- 7 WGの会合での配布資料は、当該WG終了後ホームページ上で公表するとともに、当該WGの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 8 WG座長は、特定の事項に関し、タスクフォースを設けて審議の充実を図ることができる。
- 9 その他WGの運営に関し必要な事項は、WG座長が定める。